

各 位

熊本県信用組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みについて

いつも当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、令和8年度末の手形・小切手の全面的な電子化に向けて、昨年12月に当座預金の新規口座開設停止等の取り組みを行ってまいりましたが、今後は、以下の対応を実施することといたしましたのでお知らせします。

今後もお客様にご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限 最終振出期限：令和8年9月30日（水）

手形・小切手の最終振出期限を令和8年9月30日（水）に設定します。

最終振出期限後に振り出された手形・小切手は当座勘定からの支払いができません。

2. 他行振出の手形・小切手の預金入金受付の終了 実施日：令和8年10月1日（木）

令和8年9月30日（水）をもって、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了します。

令和8年10月以降、手形・小切手を受け取られた場合は振出人などに決済方法のご変更をご相談ください。

3. 商業手形割引の受付の終了 実施日：令和8年10月1日（木）

令和8年9月30日（水）をもって、商業手形割引の受付を終了します。

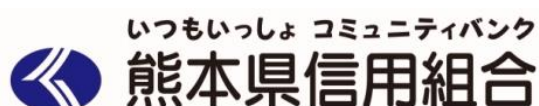
4. 令和8年度（2026年度）までの手形・小切手機能の全面的な電子化に向けて

手形・小切手の全面的な電子化は、官民一体となった取り組みです。

当組合でも、令和8年度末までの全面的な電子化を目指してまいりますので、お客さまにおかれましては、でんさいサービスの利用やインターネットバンキングからの振込といった、電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、営業店へお問い合わせください。

以 上



■ 手形・小切手の全面的な電子化における当組合の取組一覧

	取組み事項	実施時期
	①手形・小切手帳の発行終了	令和8年 3月1日
	②当座預金の新規口座開設停止	令和8年 4月1日
	③令和9年4月1日以降を期日とする手形・小切手代金取立受付の廃止	令和8年10月1日
今回	④手形・小切手の振出期限の設定	令和8年9月30日
	⑤他行の手形・小切手の預金入金受付の終了	令和8年10月1日

■ 手形・小切手の全面的な電子化に向けたスケジュール

